

香川労働局発表  
平成26年8月5日(火)

	香川労働局労働基準部賃金室	
担	賃金室長	松木 浩章
	室長補佐	秋友 高廣
当	電話	(087) 811-8919
	夜間	(087) 811-8926

## 平成26年度香川県最低賃金の改正答申について

— 香川地方最低賃金審議会答申 —

「時間額 16 円引き上げて 702 円とする」

香川地方最低賃金審議会（会長 <sup>まつうら</sup> 松浦 <sup>あきはる</sup> 明治 弁護士）は、本年7月8日（火）香川労働局長（<sup>かとう</sup> 加藤 <sup>としひこ</sup> 敏彦）から「香川県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、香川県最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねてきたが、本日、8月5日（火）に結論をまとめ、同日、香川労働局長に対し「時間額 702 円」とする旨の答申を行った。

この「時間額 702 円」は、現行の香川県最低賃金（時間額 686 円）を「16 円」引き上げるものであり、引上げ幅は、平成5年度の「17 円」以来 21 年ぶりの高い額となった。

香川地方最低賃金審議会においては、去る7月29日（火）に中央最低賃金審議会から示された目安（香川県の場合 14 円引上げ）を参考にしつつ、諸般の事情を総合的に勘案して慎重な審議を重ねた結果、今般の答申を取りまとめたものである。

今後は、この答申の内容についての異議申出に関する諸手続きを経て、香川県最低賃金が改正決定され、香川県下の約 3 万 5 千事業場で働く約 38 万 6 千人の労働者に適用されることとなる。

参考 香川県最低賃金額及び前年上昇率、上昇額

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
最低賃金額 (円)	664	667	674	686	702
対前年度上昇率 (%)	1.84	0.45	1.05	1.78	2.33
対前年度上昇額 (円)	12	3	7	12	16

## 最低賃金制度と地域別最低賃金額の改定に係る目安制度の概要

### 1 最低賃金制度とは

最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度である。

仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされる。

### 2 最低賃金の種類

最低賃金には、産業に関わりなく地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と、例えば電気機械器具製造業、自動車小売業など特定の産業に働く労働者に適用される「特定最低賃金」の二種類が設定されている。

### 3 最低賃金の決定と最低賃金審議会

最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分参考にしながら審議が行われ、

- ①労働者の生計費
- ②労働者の賃金
- ③通常の事業の賃金支払能力

の3要素を考慮して決定又は改定されることとなっており、①を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

最低賃金審議会は、厚生労働省に中央最低賃金審議会が、都道府県労働局に地方最低賃金審議会が置かれており、地域別最低賃金は、各地方最低賃金審議会の審議を経て、都道府県労働局長が決定又は改定することとなっている。

### 4 地域別最低賃金額改定に係る目安制度の概要

昭和53年から、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、中央最低賃金審議会が、毎年、地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会へ提示している。

また、目安は、地方最低賃金審議会の審議の参考として示すものであって、これを拘束するものでないこととされている。

なお、地域別最低賃金額の表示については、従来、日額・時間額併用方式となっていたが、平成14年度以降時間額単独方式に移行されており、目安についても、平成14年度以降時間額で示すこととなっている。

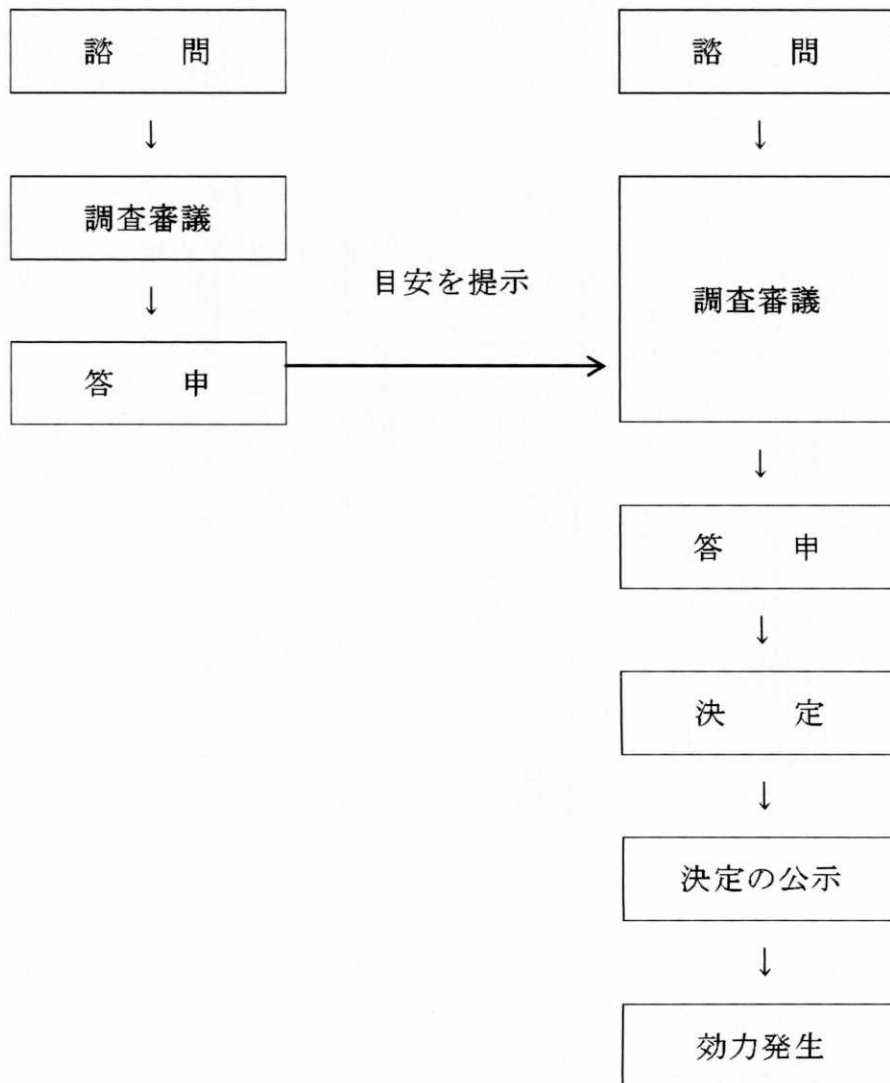
## 目安審議及び地域別最低賃金審議の流れ

中央最低賃金審議会

地方最低賃金審議会

【目安審議】

【地域別最低賃金審議】



四国各県の地域別最低賃金の推移  
(平成3～25年度)

		香 川			徳 島		愛 媛		高 知	
		最賃額	引上率	引上額	最賃額	引上率	最賃額	引上率	最賃額	引上率
3	日 額	3,983	4.93	187	3,981	4.87	3,982	4.90	3,981	4.87
	時間額	499	5.05	24	498	4.84	498	4.84	498	4.84
4	日 額	4,152	4.24	169	4,151	4.27	4,152	4.27	4,150	4.25
	時間額	520	4.21	21	520	4.42	520	4.42	520	4.42
5	日 額	4,283	3.16	131	4,282	3.16	4,283	3.16	4,281	3.16
	時間額	537	3.27	17	536	3.08	536	3.08	536	3.08
6	日 額	4,388	2.45	105	4,385	2.41	4,386	2.40	4,383	2.38
	時間額	550	2.42	13	550	2.61	550	2.61	550	2.61
7	日 額	4,497	2.48	109	4,485	2.28	4,486	2.28	4,483	2.28
	時間額	565	2.73	15	563	2.36	563	2.36	562	2.18
8	日 額	4,599	2.27	102	4,581	2.14	4,582	2.14	4,578	2.12
	時間額	577	2.12	12	574	1.95	574	1.95	573	1.96
9	日 額	4,709	2.39	110	4,684	2.25	4,685	2.25	4,680	2.23
	時間額	590	2.25	13	588	2.44	588	2.44	585	2.09
10	日 額	4,802	1.97	93	4,770	1.84	4,770	1.81	4,764	1.79
	時間額	602	2.03	12	597	1.53	597	1.53	596	1.88
11	日 額	4,849	0.98	47	4,813	0.90	4,813	0.90	4,807	0.90
	時間額	608	1.00	6	602	0.84	602	0.84	601	0.84
12	日 額	4,891	0.87	42	4,852	0.81	4,852	0.81	4,845	0.79
	時間額	613	0.82	5	607	0.83	607	0.83	606	0.83
13	日 額	4,926	0.72	35	4,885	0.68	4,885	0.68	4,878	0.68
	時間額	618	0.81	5	611	0.66	611	0.66	610	0.66
14	日 額	廃止	—	—	廃止	—	廃止	—	廃止	—
	時間額	618	0.00	0	611	0.00	611	0.00	611	0.16
15	時間額	619	0.16	1	611	0.00	611	0.00	611	0.00
16	時間額	620	0.16	1	612	0.16	612	0.16	611	0.00
17	時間額	625	0.81	5	615	0.49	614	0.33	613	0.33
18	時間額	629	0.64	4	617	0.33	616	0.33	615	0.33
19	時間額	640	1.75	11	625	1.30	623	1.14	622	1.14
20	時間額	651	1.72	11	632	1.12	631	1.28	630	1.29
21	時間額	652	0.15	1	633	0.16	632	0.16	631	0.16
22	時間額	664	1.84	12	645	1.90	644	1.90	642	1.74
23	時間額	667	0.45	3	647	0.31	647	0.47	645	0.47
24	時間額	674	1.05	7	654	1.08	654	1.08	652	1.09
25	時間額	686	1.78	12	666	1.83	666	1.83	664	1.84

\*発効年月日は、平成4年度の徳島のみが10月2日、その他は平成18年度までは各県とも10月1日である。  
平成19年度は、徳島が10月21日、愛媛が10月25日、高知が10月26日である。  
平成20年度は、徳島が11月7日、香川が10月19日、愛媛が10月24日、高知が10月26日である。  
平成21年度は、各県とも10月1日である。  
平成22年度は、徳島、香川が10月16日、愛媛、高知が10月27日である。  
平成23年度は、徳島が10月15日、香川が10月5日、愛媛が10月20日、高知が10月26日である。  
平成24年度は、徳島が10月19日、香川が10月5日、愛媛が10月24日、高知が10月26日である。  
平成25年度は、徳島が10月30日、香川が10月24日、愛媛が10月31日、高知が10月26日である。